

令和2・3年度

常任委員会日常調査報告書
(中間報告)

課題

- ①教育環境の在り方に関する事
- ②新型コロナウイルス感染症による、緊急事態の対応に関する事

令和3年3月12日

高根沢町議会教育福祉常任委員会

教育福祉常任委員会日常調査報告書（中間報告）

教育福祉常任委員会は、令和2・3年度の日常調査を実施するため、

①教育環境の在り方に関すること

②新型コロナウイルス感染症による、緊急事態の対応に関すること

この2項目を課題として設定し、調査を進めています。

そこで、これまでの調査内容について中間報告いたします。

令和2年度は、「新型コロナウイルス感染症による、緊急事態の対応に関すること」について、「福祉環境」と「学校環境」の調査・研究を行いました。

1. 委員会の活動状況

期 日	内 容	場 所
令和2年5月13日	日常調査活動計画の検討	
令和2年7月14日		
令和2年8月4日	「コロナ禍における在宅福祉事業所の現状」について、「高根沢町在宅福祉ネット」の方から話を伺う	役場特別会議室
令和2年8月28日	「コロナ禍における学校教育の現状」について、学校教育課職員から話を伺う	役場特別会議室
令和2年9月3日	今後の進め方について検討	
令和2年12月3日	日常調査中間報告の検討	
令和3年1月14日	日常調査中間報告の検討	
令和3年2月16日	日常調査中間報告の検討	

2-1. 委員会の活動報告（福祉環境分）

コロナ禍において福祉事業所に出向いての調査は困難であると判断し、「高根沢町在宅福祉ネット（※）」の事務局に、ヒアリング調査を行いました。

令和2年3月4日、新型コロナウイルス感染症による緊急事態に対応している福祉事業所の現状と課題を調査するため、「高根沢町在宅福祉ネット」の菅野 忠雄会長（グループたすけあいエプロン事務局長）、事務局の大貫裕章氏（西地域包括支援センター）の両氏を招いて、コロナ禍における居宅サービス事業所の取り

組み状況を伺いました。

※「高根沢町在宅福祉ネット」とは

町の福祉を地域と密着させるため、各専門職と連携しながら、最善な解決策を提案し、高齢者や障がい者等の自立に向けた環境をつくる役割を担うことを目的に活動している団体で、介護、高齢者、障がい者福祉サービスにおける居宅・施設サービス事業を担っている24事業所で構成している。

在宅福祉ネット通所系分科会では、令和2年6月に「新型コロナウイルス感染拡大、長期化に対する各事業所の取り組みに関する緊急調査」のアンケートを実施しました。

アンケートの結果及び内容

(1) 新型コロナウイルス感染症に直面している福祉事業所の現状

- | | |
|----------------------|------|
| ① これまでと変わりなく事業を進めている | 8事業所 |
| ② 事業を縮小し実施 | 4事業所 |
| ③ 事業を中止 | 2事業所 |

- これまでと変わりなく事業を進めている事業所の工夫や感染対策の取り組み
- ・感染症対策委員会を設置し、国や市町の指示に合わせた規定や感染マニュアルを策定し、職員や利用者に通達、順守を頂いている。
 - ・利用者や家族へお知らせの配布（利用停止時の基準や感染予防対策）
 - ・来所前に体温測定をし、37度以上の場合は通所を控えてもらう。
 - ・利用者、職員ともに検温による体調確認、マスク着用、手洗い、消毒の徹底
 - ・1時間に1度の換気、1日3回の消毒（手すり、スイッチ、ドアノブ等）
 - ・特定警戒都道府県に外出、滞在した方との接触があった場合は、2週間の利用停止（職員も同様）
 - ・利用者の健康状態をチェックし、体温上昇時には家族に連絡し病院の受診を促す。発熱状態が安定するまで、施設利用は中止。

○事業を縮小し実施

- ・利用時間の短縮や作業時間を半日
- ・屋外レクを所内で実施
- ・イベントや他利用者との交流、地域芸能ボランティアの受け入れの中止

○事業を中止している事業所及び事業

- | | |
|-----------|-----|
| ・総合事業通所型A | 1か所 |
| ・総合事業通所型C | 1か所 |

(2) 新型コロナウイルス感染症の影響により、様々なことが制限されている中で、対応として実際に行っている工夫や取り組み事例

- ・以前に比べ来所を控える方が増えていることから、休んでいる利用者への電話やメールでの安否確認、相談の実施。
- ・利用者のマスク着用は義務付け、食事中の会話は控えるように声掛けを行う。
- ・アルコールを小型の容器に入れ、随時スタッフが使用できるようにしている。
- ・施設の除菌（除菌剤は町から頂いている）
- ・外出自粛により外に出て体を動かす機会が少なくなった為、室内で体を動かせるメニューを増やし、運動の機会を確保している。
- ・体操を行う際は、小集団（5名程度）に分散して、一人ひとりの間隔をあけている。
- ・週末の行動先の確認。
- ・通常よりも短時間での利用を案内している。
- ・スタッフの確保は、パート職員が多いため人数調整にて出勤を依頼。

(3) 現在、実施はできていないが取り組みたいと考えていること

- ・利用停止となった利用者に対して、介護職員が利用者宅を訪問して介護サービスを提供する。
- ・通所で感染者が発生した場合、通所職員が利用者の必要なケアを在宅で援助していく、訪問介護による在宅支援も行う。
- ・通所職員の業務が減る場合は、訪問介護に入ってもらうことで介護職員の収入面も考慮する。
- ・訪問による入浴支援、3度の食事支援などを実施する。
- ・外出自粛により観光地にお連れできないことから、SNSを利用した観光地巡りや利用者個々の思い出場所巡り

(4) 通所サービス事業で心配していること等を国や町に対して施策的な対応及び要望

- ・感染者が出た際の対応やスタッフ確保、利用者の受け入れ先などの問題。
- ・感染予防対策のためのマスク、グローブ、防護服などの確保、入手が困難。
- ・障がい者就労継続支援A型事業所は、利用者の最低賃金を保障せねばならず、また国保連からの給付を利用者給与にまわすことは禁止されている。A利用者の民間企業からの仕事確保が困難になっていて、利用者給与の原資が確保できない。

県と町にはA型・B型事業所への発注促進をお願いしたい。

- ・雇用調整助成金を利用する場合、休業手当助成率 10/10 支給となっているが、

実際は 8330 円が上限で月額 16 万円程度となり、現在の給与との差額は会社負担となる。誤解を与えない解りやすい情報を国にはお願いしたい。

- ・休業等が長く続いた場合、赤字発生が予測されるため、継続が難しくなる。
国などは事業継続のための補助金や支援金の手当ての検討を望む。
- ・マスクや消毒液等の不足が心配。

2-2, 調査・研究による提言

① 「新しい生活様式」のギャップとケアの課題

感染防止の3つの基本「新しい生活様式」には、「身体的距離の確保」、「マスクの着用」、「手洗い」があり、「身体的距離の確保」は人との間隔はできるだけ2m（最低1m）空け、会話をする際は可能な限り真正面を避けることが求められています。

しかし、福祉事業所は高齢者や障がいを持つ方が利用していることから、訪問介護や通所介護においてスタッフが利用者をケアするうえで、密着・密接が常時発生することから、感染リスクの増加が懸念されます。

このことから、利用者が感染のリスクを重視しすぎるあまり、“サービス控え”による自宅の閉じこもりから、要介護重度化が進むという事例が報告されました。

通所事業所では、集団感染の可能性が生じる状況になるため、ウイルスを持ち込まない、広げないことに留意し、感染対策に苦慮している現状がありました。換気、ソーシャルデスタンス、マスク、手洗い、体温測定、消毒等の感染対策を、十分に行いながら事業を継続していました。

一方で利用者のサービス控えや介護スタッフの離職も発生しています。

県では、県内の高齢者や障がい者の入所施設、精神科病院でのクラスター発生が相次いでいることから、県内全域の高齢者・障がい者入所施設と精神科病院の職員を対象に抗原検査1回を2～3月中に実施します（通所施設の職員は対象外）。

さくら市では、高齢者及び障がい者入所施設・通所施設の職員、精神科病院の職員を対象に、独自に高齢者へのワクチン接種が開始されるまでの間、定期的なPCR検査を無料（一人当たり2回、プール検査は4回まで）で実施します。

・本町においても、利用者が安心してケアを受け、介護スタッフが安心して働ける場として、事業所からの要望等も踏まえ、無料でPCR検査（プール方式）を実施すること。

・新型コロナワクチン接種については、高齢者施設等で従事する職員に対して迅速に接種できる体制を構築すること。

② 事業所の運営危機への支援と情報提供

アンケートからも、訪問・通所の利用者のサービス控えやA型事業所（障がい）への企業からの仕事の減少などで、事業を継続していくうえで介護事業所の運営が厳しくなっていることが報告されています。

・国への補助金や支援金の要請とわかりやすい情報提供を町として行うこと。

また、地元の商工業者との連携により、町内の中で仕事が受注できる制度設計を町として図ること。

③ コロナ禍における地域の連携を推進する中での課題

新型コロナウイルス新規感染者拡大に伴い、栃木県は2回の「緊急事態宣言」を発令し、本町においても感染者が急増したことから、町主催の行事・イベントや町有施設の貸し出しの中止、地域の公民館での行事や高齢者の交流の場である「地域のサロン・通いの場」の集まりが自粛となりました。

人との接触が感染を拡大させることに繋がりますが、高齢者が自宅に閉じこもることにより孤立化が益々進んでしまい、筋力の低下や認知症が進むこと（※コロナフレイル）が懸念されます。

特に、後期高齢者は前期高齢者（65歳から74歳）と比べてフレイルの進行が顕著になるといわれていることから、介護予防の一環としてフレイル対策が重要となっています。

・コロナフレイル対策として、感染対策を十分に行いながら、高齢者が参加しやすい「地域のサロン」や「通いの場」の再開と拡充を行うこと。

・地域の中で支え合いや助け合いができる環境づくりとして、隣近所でお互いに助けたり、助けられたりできる信頼関係が重要である。特にコロナ禍で自宅に閉じこもりがちな高齢者に対して、ご近所の在宅福祉協力員や地域の民生委員が連携して、コロナ感染対策を十分に行いながら、訪問し、声かけし、みまもり体制を構築していくこと。

※コロナフレイルとは、高齢者がコロナウイルスに感染すると重篤化し死亡率が高いと言われていることから、コロナ禍の中でひたすら自宅に閉じこもる方が多くなっている。こういった過度の行動自粛によって、加齢に伴い筋力や活力が徐々に低下し、介護が必要な状態へとなる。「フレイル」は、「健康」と「要介護」の中間の虚弱状態をいう。

（コロナ禍における地域での支え合い事業の現状）

○みまもり事業

・ごみ収集や配食サービスは、コロナ対策を徹底した上で通常どおり実施。

・牛乳配達は、通常どおり声かけをして実施。手渡しは行わない。

・高齢者訪問で、地域包括はコロナ対策を徹底した上で、件数を縮小して実施。

社会福祉協議会は、電話での聞き取りの対応で、状況によって訪問もする。

・地域見守りネットワークは通常通り実施。

・民生委員は、コロナ対策を徹底した上で訪問を実施。無理な状況の時は、電話での対応。

- 地域サロン（14カ所）は、3月末まで中止。
- 通いの場（3事業所）は、町から自粛要請中。

2-3. 調査を終えて

日本国内で、初めて新型コロナウイルス感染症が確認されてから、1年以上が経ち、私たちの日常生活は大きく激変しました。

本町の福祉事業所では、日々感染対策に苦慮しながら、利用者の皆さんが安心してサービスを利用できるように取り組んでいる現状がありました。

また、本町では高齢者の夫婦世帯や単独世帯が増えている中で、高齢者が住み慣れた自宅で健康でいきいきと生活していくために、コロナ禍においても「行政の生活支援サービス（みまもり事業）」や高齢者のフレイル対策の一環となる「通いの場」や「地域サロン」の充実が重要であることは明らかでした。

高齢者の心身の状態をきちんと把握するうえでも、高齢者訪問の取り組みでは、現状を把握することの不十分さがありました。

本委員会として、掲げた提言に対して何ができるのか、町と連携を行い、今後も課題解決に向けて、引き続き調査・研究していく必要がありました。

3-1. 委員会の活動報告（学校環境）

新型コロナウイルスという未知のウイルスが世界中で猛威を振るう中、本町の子ども達が安心して学べる学校となるにはどのような対策が必要となるのかを当委員会として検証し、また対策が不十分であれば提言する必要もある事から、調査テーマとして掲げました。

また、コロナ対策としてマスク着用が余儀なくされる中、夏場の体育活動等において熱中症の危険もある事から、学校における熱中症対策についても合わせて調査することにしました。

しかし、コロナ禍での学校に赴いての現地調査は困難であると判断し、担当課におけるヒアリング調査に切り替え調査研究をしました。

令和2年7月28日に、学校教育課の福田課長および小林課長補佐、福山課長補佐兼管理主事兼指導主事より、学校におけるコロナ対策および熱中症対策について説明をいただき、当委員と意見交換をしました。

栃木県教育委員会事務局義務教育課発の令和2年8月19日付け「新型コロナウイルス感染症に対応した小・中学校及び義務教育学校における教育活動の実施について」（参考資料）を基に、警戒度に応じた教育活動の判断基準や、新しい生活様式を踏まえた行動基準などの説明を受け、4段階ある判断基準のうち下から2番目の「感染拡大注意」に該当し、通常登校できる区分となっていました。

また、行動基準では3段階の地域の感染レベルで示されており、本町は一番低いレベル1で身体的距離の確保が1mを目安に学級内で最大限の間隔を取り、本町の教室面積からすると35人程度の収容は大丈夫であるとの事でしたが、出入り

口扉の開放やオープンスペース・空き教室の利用をしながら対応しているとの事でした。

感染リスクの高い教科活動である近距離や組み合うなどの体育活動や、合唱・リコーダー・鍵盤ハーモニカなどの音楽活動、家庭科活動での調理実習は行っていないとの事でした。

6月1日の学校再開に伴う教育課程の再編成については、4月と5月の授業日数を教務主任会で確認し、夏休みの短縮や学校行事の調整を図ることで対応できるとの事でした。

児童生徒の健康観察については、登校前に自宅で検温し、熱があれば自宅療養（休み扱いではなく出席停止扱いとなる）となり、検温を忘れた場合は学校において別室等を利用し検温するとの事でした。

また、学校生活中において発熱があった場合は保護者に迎えを依頼し早退となり、迎えが来るまでは保健室で仕切りのある所で待機してもらうとの事でした。

本町の教育委員会が作成した、学校における対策マニュアルについても説明を受け、学校のみならず家庭での対策やウイルスの正しい知識を身に着け児童・生徒が主体的にかかわり自分自身で正しい判断が出来るよう教育していく必要があるため対策マニュアルの周知と理解を図っていくとの事でした。

熱中症対策では、夏休み明けの8月17日から1週間は午前中授業とし、適度なエアコン使用やこまめな水分補給、中学校では制服ではなく体育着での登校及び授業を認めるなどの対応を取っているとの事でした。

また、暑さ指数を図る熱中計で、WBGT値で31℃、気温35℃以上となった場合は、外での活動や運動活動を中止するとともに、今年度より国が出す熱中症アラートによる授業対応を検討しているとの事でした。

当委員との意見交換では、

- ・スクールバスでの感染対策として飛沫防止対策をするべきではないか
- ・教育従事者には接触感染アプリCOCOAをインストールし利用させるべきではないか
- ・コロナ禍の中、学校に行きたくない子供への対応は大丈夫なのか
- ・サーマルカメラの設置場所は適切なのか
- ・コロナ対策のチェックリストを作成し、先生がもれなく対策を履行できるようにするべきでは

など、コロナ対策に対し様々な意見が出されました。

また、熱中症対策で

- ・登下校時の日傘対応の許可を出してはどうか
- ・密にならない状況で身体的距離が確保できていればマスクを外しても良いのではないか
- ・児童・生徒の顔色など、先生による健康チェック体制を強化してはなどの意見が出ました。

当委員会からの意見に対し、現状の確認及び検討をするとの回答があり、今後の対応を見定めていく必要性を感じました。

3-2. 調査・研究による提言

① 休校等を余儀なくされた時の対応

- ・万が一、緊急事態宣言が発令され休校措置等がとられ、教育が滞ることの無いよう、タブレットを利用した授業が出来るようにすること。
- ・各家庭のインターネット環境が不十分な家庭がある場合は、町として十分なサポートが出来る制度設計を行っておくこと。

② 感染レベルが警戒度の判断基準が高まったときへの対応

1月13日に栃木県も緊急事態宣言対象エリアとなり、文部科学省が令和3年1月8日に各都道府県教育長等に通知した、「新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言を踏まえた小学校・中学校及び高等学校等における新型コロナウイルス感染症への対応に関する留意事項について」に、「地域一斉の臨時休業については、学校における新型コロナウイルスのこれまでの感染状況や特性を考慮すれば、子供の健やかな学びの保障や心身への影響の観点からも、避けるべきであること。ただし、緊急事態宣言の対象区域に属する地域に所在する高等学校及び特別支援学校においては、設置者の判断により、生徒等の通学の実態等も踏まえ、感染状況に応じて、例えば時差登校や分散登校の導入などの検討も行い、警戒度をより高めること。」と記載があるように、本町ではどのような状態の時にはどのような体制での学校活動を図るかを十分に検討する必要がある。

町教育委員会が作成した対策マニュアルの改正が必要であり、早期に対応すること。

③ 児童・生徒・教員が感染した時の対応

本町でも感染者が出ており、いつ誰が感染してもおかしくない状況と感じる。

万が一、感染すると誹謗中傷を受ける可能性があり、差別とも呼べる言動が行われてしまえば、不登校につながってしまう事や、最悪のケースとして命を失う可能性もある。このような事は予測されることであり、事前に対応できることと考える。

上高根沢小学校では、「シトラスリボンプロジェクト」について学び、児童がリボンを作成し、それをクリスマスツリーに取り付け、ちよつ蔵情報館や役場、図書館などに飾り、町民に対し、新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対し差別などしてはいけないことを啓発してくれました。

各学校でも、このような取り組みや授業を行うことで、児童・生徒・教員・保護者が理解し、差別等が起きなくなる要因に繋がるので、町教育委員会としてしっかりと取り組むこと。

④ 情報発信の徹底

昨年2月に新型コロナウイルスが出現し、1年有余が過ぎたことで自粛や行動制限など我慢が続く日々を過ごし、気の緩みが起きてもおかしくない状況であると考える。

各学校では、保護者へダイレクトに送れるメール機能を備えている。感染に対する意識向上に繋がるメッセージや、町の対策、感染情報等をながし、本町の学校において今後も感染者を出さないためにも、このメール機能を有効に使うこと。

⑤ 不要不急の外出に関する啓発

本町の児童・生徒が学校でのびのびと教育活動を行えず、部活動やクラブ活動、放課後の友人との遊びなども抑制され、我慢に次ぐ我慢で精神的にもストレスが募る中ではあるが、新型コロナウイルスを抑え早期に日常を取り戻すためにも、児童・生徒の理解ある行動を求め続け、「不要不急の外出」に対し啓発をする必要がある。

また、保護者に対しても同様に、家庭での協力を継続していただき、今後も学校でのクラスターが発生しないようにするためにも、感染者が減少し、ワクチン接種も始まり、新型コロナウイルスに対し気の緩みが生じる恐れがある事から、状況を見定めながら「不要不急の外出」に対する啓発をすること。

3-3, 調査を終えて

本町の教育現場における感染およびクラスターの発生はなく、教員一丸となつての感染対策はもとより、児童・生徒一人一人のモラルと行動がしっかりしている事、そして各家庭におけるご協力があり、休校措置等を取ることなく学校運営が行われていることに、感謝いたします。

新型コロナウイルス感染症による社会への影響がいつ終息するのか予測はきまませんが、ワクチンの接種が始まったことにより脅威から抜け出せることを期待します。

しかし、変異種の新型コロナウイルスが出てきたことによる警戒はいまだ必要です。また、新たな生活様式をはじめ、未知のウイルスが今後もいつ現れるか分からない中、社会が元通りに戻る事は想定できません。

文部科学省や栃木県教育委員会が、感染拡大時や感染リスクが高まってきた時など、指針を打ち出し、それにより町教育委員会もそれに習い対応を行っています。しかし、各自治体において様相は様々であり、国や県の対応を注視することは当然ですが、それを待つことなく町独自でも状況を鑑みた上で早い対応が求められる可能性は否定できません。

当たり前ですが、本町の児童・生徒・教員の生命を守るうえで、町教育委員会

として今後も情勢を見極めた対応・対策を続けていただくことを要求します。

これに加え児童・生徒・教員は新型コロナウイルスへの細心なる対応ややりたい事ができない事への我慢など、心的なストレスが多分にあると思います。

スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの方を基軸に、新型コロナウイルスに関連することに対しても、相談や支援を行える環境整備をするとともに、教育委員会が一丸となって目配りをしながら心的なストレスを持つ児童・生徒・教員の現状把握に努め、教育委員会、学校、家庭と連携しながら解決策を見出し、必要ならば環境改善をする事を合わせて要求します。

以上、教育福祉常任委員会の日常調査の中間報告といたします。

令和3年3月12日

高根沢町議会議長 小林 栄治 様

高根沢町教育福祉常任委員会

委員長 森 弘子

副委員長 佐藤 晴彦

委員 阿久津 信男

委員 野中 昭一

委員 小林 栄治

委員 鈴木 伊佐雄